

支援策		主な概要	主な条件等	相談窓口
個人が申請 生活支援	貸付 緊急小口資金	貸付上限：10万円（特例の場合 20万円） 返済据置：1年、償還期間：2年以内	①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付が必要 ②この特例による貸付を他の自治体で受けていない	市区町村の 社会福祉協議会
	貸付 総合支援資金	貸付上限：複数月 20万円、単身月 15万円 貸付期間：原則3ヵ月以内、返済据置：1年 償還期間：10年以内	①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難 ②この特例による貸付を他の自治体で受けていない ③原則、自立相談支援事業を利用し、その支援を継続して受けている	
	給付 住居確保給付金	給付額：38,000円～59,000円 ※世帯人数や月収により異なる	①住宅を新規に賃貸する又は現に賃貸しており、離職により失った又は失うおそれがある ②離職後2年以内かつ65歳未満であって、世帯収入及び世帯預貯金額が基準額以下	
	給付 生活支援臨時給付金 新規	給付額：1世帯につき30万円	①世帯主の月収が新型コロナウイルス感染症発生前に比べて減少し、減少後の収入を年間ベース換算すると住民税非課税水準となる ②世帯主の月収が新型コロナウイルス感染症発生前に比べて半分以下に減少し、減少後の収入を年間ベース換算すると住民税非課税水準の2倍以下となる	
	申請不要	給付 子育て世帯給付金 新規	給付額：児童1人につき1万円 給付方法：児童手当に上乗せして給付	①児童手当を受給している世帯である ②所得制限限度額以上に該当する特例給付でない
個人が申請 休業補償	助成 学校等休業助成金 (フリーランス向け)	助成額：就業できなかった日 1日につき4,100円	①新型コロナウイルス感染症による臨時休校等に伴い、こどもの世話を 行う必要が生じたため、契約した仕事ができなくなった ②個人で就業する予定であった ③業務委託契約に基づいて報酬が支払われていた	学校等休業助成金・支援金 コールセンター 0120-60-3999